

# 避難確保・浸水防止計画

令和 3 年 4 月 1 日

「市川市生涯学習センター」

# — 目 次 —

## 【避難確保・浸水防止計画 本編】

1. 計画の目的	1
2. 計画の対象区域	1
3. 計画の適用範囲	1
4. 防災体制	1
5. 情報収集及び伝達	4
6. 浸水防止に関する活動	5
7. 避難誘導	6
8. 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備	7
9. 防災教育及び訓練の実施	7
10. 自衛水防組織の業務に関する事項	7

## 【避難確保・浸水防止計画 別紙】

別紙1 自衛水防組織活動要領	8
別紙2 緊急連絡網	12
別紙3 避難経路	13

## 1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の2第1項に基づくものであり、「市川市生涯学習センター」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

## 2. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、市川市生涯学習センターの区域とする。

## 3. 計画の適用範囲

この計画は、「市川市生涯学習センター」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

## 4. 防災体制

《例》体制の確立および活動内容について

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
注意体制	・大雨又は台風に関する 気象情報発表 等	・各班へ注意体制を確立 した旨を連絡	統括管理者
		・気象情報等の収集	情報班
警戒体制	・大雨洪水注意報発表等	・警戒体制を確立した旨 を各班に連絡	情報班
		・洪水予報等の情報収集	情報班
		・浸水対策に使用する資 器材の準備	警戒活動班
		・避難誘導に使用する資 器材の準備	避難誘導班
		・利用者への情報提供	総括班
		・全従業員への情報提供	情報班
非常体制	・避難準備情報等の発令	・避難誘導指示	総括管理者

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雨洪水警報発表</li> <li>・ 浸水の前兆を確認</li> <li>・ ※江戸川の水位観測所でははん濫注意水位（はん濫注意情報）に到達したとき 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水防止対策指示</li> </ul>	総括管理者
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者への情報伝達、避難実施等の伝達</li> </ul>	総括班
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全従業員への情報伝達、避難実施等の伝達</li> </ul>	情報班
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水予報等の情報の収集及び周辺の浸水状況の把握</li> </ul>	情報班
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導の実施</li> </ul>	避難誘導班
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水防止対策の実施</li> </ul>	警戒活動班

※1：江戸川のはん濫により浸水被害の恐れがある地域のみ対象。

《用語の解説》

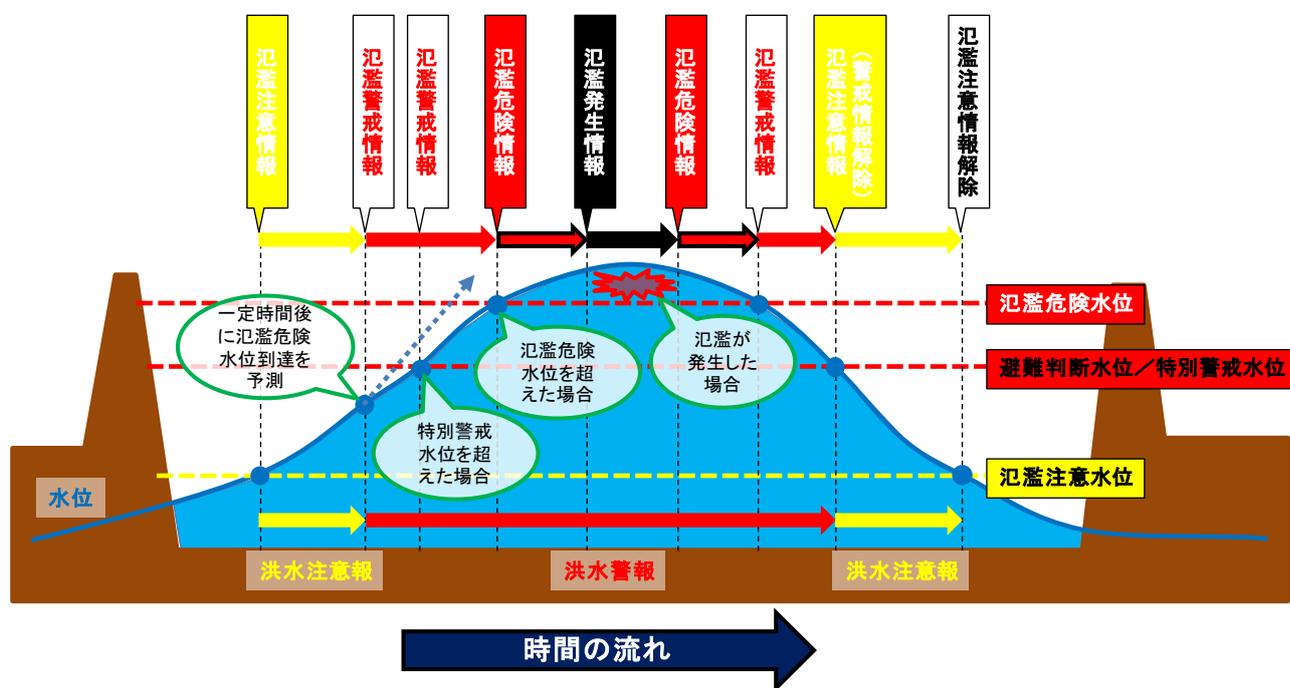
(気象警報・注意報等)

警報・注意報の種類	発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨特別警報 (※)	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

※ 洪水に関する特別警報は発表されない。

(洪水予報 (対象：江戸川))

洪水予報	基準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位 (警戒水位) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表
はん濫警戒情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位 (危険水位) に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表
はん濫危険情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位 (危険水位) に到達したとき速やかに発表
はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫が発生した後速やかに発表し、利根川上流部洪水予報区域および利根川中流部洪水予報区域においてははん濫水の予報を発表
はん濫注意情報解除 (洪水注意報解除)	はん濫注意水位 (警戒水位) を下回ったときに発表



「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」

発令種別	発令時の状況	住民のとりべき行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	避難行動に特に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が高まった状況。 避難勧告や避難指示に先立って発令する。	避難行動に特に時間を要する者は、開設された避難場所等への避難行動を開始する。（支援者は、避難行動を支援する） それ以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始する。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始する。
避難指示 （緊急）	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況。人的被害が発生した場合。 避難勧告よりも拘束力が強いが、強制するものではない。	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了させる。 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- ・収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）等
洪水予報、水位到達情報	※市川市メール情報配信サービス、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）等
避難勧告・避難指示	防災行政無線、インターネット（市役所のウェブサイト）等

- ・停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集する。
- ・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、地上部の

状況については、直接確認を行う。

**※市川市メール情報配信サービス**

メール情報配信サービスは、竜巻や地震等の災害情報などをパソコンや携帯電話へ電子メールを利用し各種情報を配信するサービス。

**■登録・変更・解除方法**

まずは、entry@ichikawacity.jp に空メールを送信  
次に、返信メールに記載されている URL をクリックし、登録完了。

市川市メール情報配信サービスに登録しているパソコンや携帯電話に変更があった場合は、その都度登録を行うものとする。

(洪水予報、水位に関する情報の掲載箇所)

情報内容	掲載箇所
洪水予報等に関する情報	国土交通省【川の防災情報】 <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>
市川市内の雨量や河川水位	市内の河川情報 <a href="http://kasen.city.ichikawa.chiba.jp/index.html">http://kasen.city.ichikawa.chiba.jp/index.html</a> 市川市における防災情報 <a href="http://www.city.ichikawa.lg.jp/gen06/saigai.html">http://www.city.ichikawa.lg.jp/gen06/saigai.html</a>
江戸川の雨量や水位	江戸川河川事務所公式ホームページ <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/index.html">http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/index.html</a>

(2) 情報伝達

- ・別紙2「緊急連絡網」に基づき、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を対象区域内の施設に係る全従業員で共有する。
- ・館内放送、掲示板を用いて、気象情報、洪水予報等、避難開始等の情報の周知を図る。

※避難所については、浸水状況や施設の被災状況等により、必要に応じて開設されるためホームページなどで開設状況を確認すること。

市川市 危機管理課	電話：047-334-1111 (代表) 047-712-8563 (ダイヤルイン)
-----------	---

## 6. 浸水防止に関する活動

### (1) 浸水防止対策

- ・防水扉等の設置基準は以下のとおりとし、複数の基準に該当する場合には、より早期の防水扉等の設置を求める基準を採用して対策を実施するものとする。

#### ① 雨特別警報が発表された場合

- ・速やかに生涯学習センター自動車駐車場出入口に防水扉を設置する。
- ・避難完了後、その他の出口について土嚢を設置する。

#### ② 江戸川氾濫警戒情報が発表された場合

- ・速やかに生涯学習センター自動車駐車場出入口に防水扉を設置する。
- ・避難完了後、その他の出口について土嚢を設置する。

#### ③ その他浸水が予想される場合

- ・総括管理者が指示する時期に指示する出口について土嚢を設置する。

### (2) 重要な設備の移動

- ・非常体制を確立したとき、または統括管理者が必要と認めた場合に、速やかに電子機器等設備を市川市生涯学習センターの2階（2階以上）ホール等まで移動する。

## 7. 避難誘導

### (1) 避難開始時期

- ・非常体制に移行後、速やかに避難を開始する。

### (2) 避難経路

- ・避難経路については、防水扉等を設置する出口を有する階段は使用しないものとする。想定外力ごとの具体的な避難経路については、別紙3「避難経路図」のとおりとする。

### (3) 避難誘導方法

- ・避難する際は、エレベータ及びエスカレーターを停止する。
- ・館内放送及び掲示板を用いて、地上の浸水に関する情報、避難を開始する誘導員の指示に従うこと、生涯学習センター自動車駐車場出入口（避難と並行して防水扉等の設置を行う出入口）は避難経路として使用できないこと、エレベータ等は使用できないこと、要配慮者を見かけた場合には、当該要配慮者の避難にご協力いただきたいことを利用者に周知する。
- ・避難誘導にあたって、別紙3「避難経路図」に示す位置に避難誘導員を配置する。
- ・避難誘導員は、拡声器等を活用して避難誘導を行う。
- ・避難経路として使用しない階段の昇り口には、コーン等を用いて進入禁止の措置を講じる。

- ・施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。
- ・停電に備え、別紙3「避難経路図」に示す位置に電池式照明器具を設置するとともに、避難誘導員は懐中電灯を携帯する。

## 8. 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備

□情報収集・伝達、浸水防止及び避難誘導の際に使用する資器材等については、別紙1「自衛水防組織活動要領」別表2に規定された資器材とし、整備及び維持管理に努めるものとする。

## 9. 防災教育及び訓練の実施

### (1) 防災教育

毎年4月に新規採用及び新任者の職員を対象に研修を実施する。

### (2) 水防訓練

毎年6月に全職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導並びに浸水防止対策に関する訓練を実施する。

## 10. 自衛水防組織の業務に関する事項

### (1) 自衛水防組織

別紙1「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

### (2) 水防訓練の実施

自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- ・毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象として研修を実施する。
- ・毎年7月に行う全職員を対照とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

## 別紙1 自衛水防組織活動要領

### (自衛水防組織の編成)

第1条 管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあっては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括班、情報班、警戒活動班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 市川市中央図書館（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、市川市中央図書館勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

### (自衛水防組織の運用)

第4条 管理権原者は、職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や職員等の非常参集計画を定めるものとする。

### (自衛水防組織の装備)

第5条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

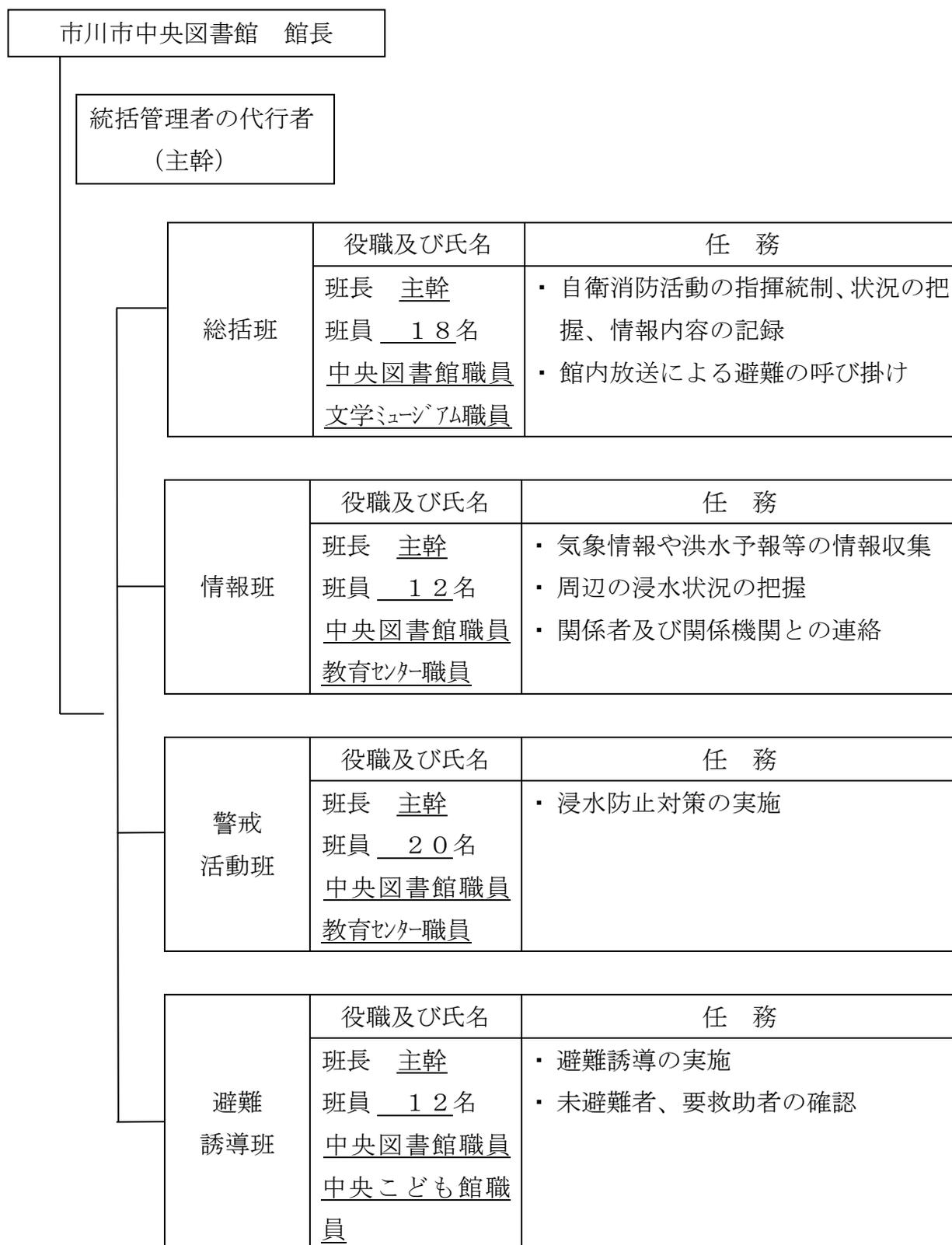
(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点

検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第6条 自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防止計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

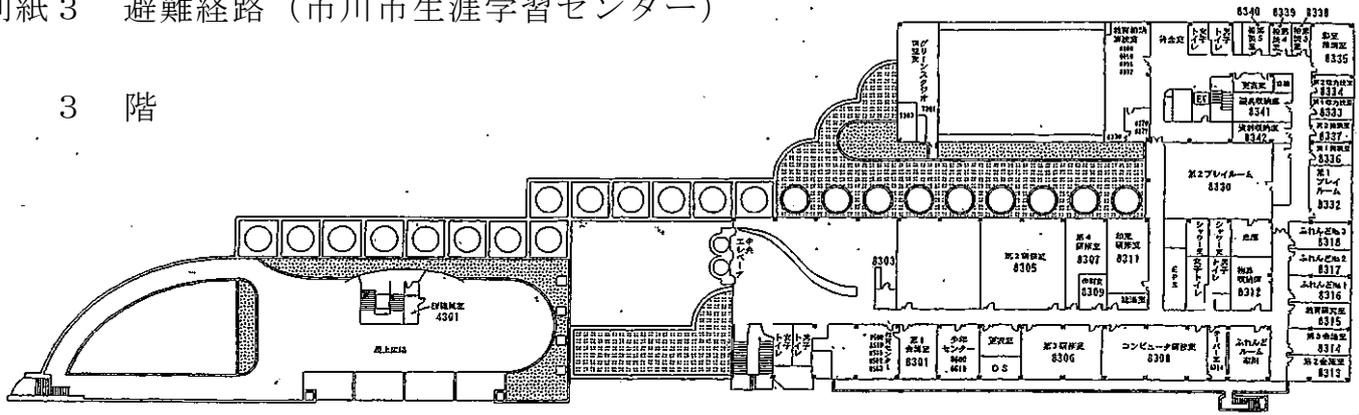
別表1 「自衛水防組織の編成と任務」



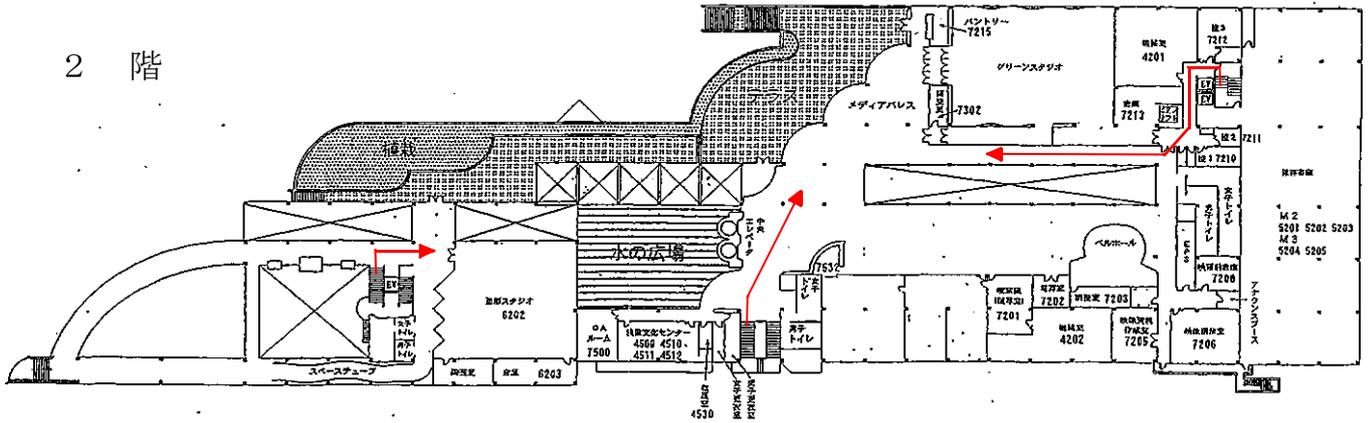
別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
各班共通	名簿（職員） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯）
警戒活動班	水防用資器材（水囊、ブルーシート等）
避難誘導班	携帯用拡声器

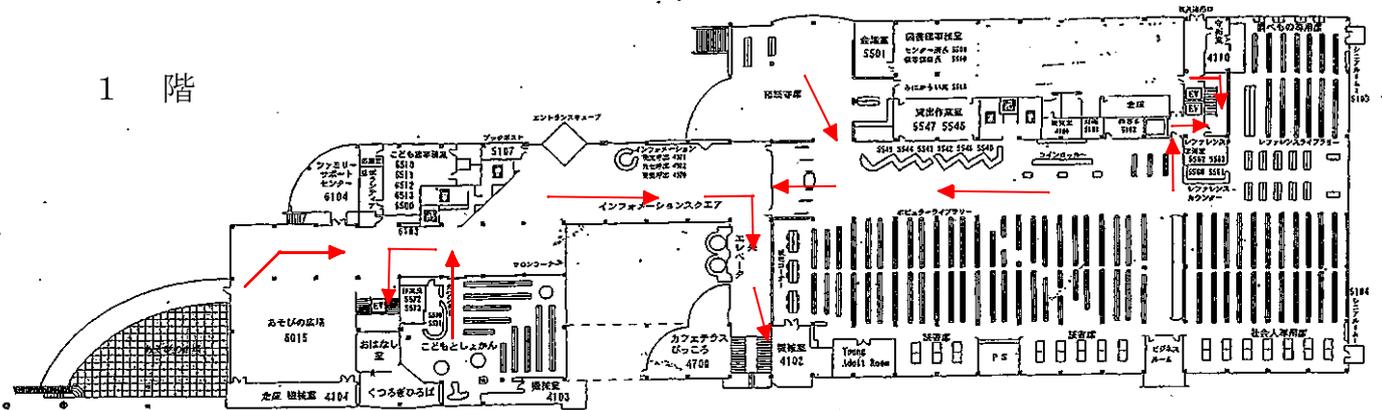
3 階



2 階



1 階



地下

